

議 長 日程第7「議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）。

令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的 令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事。

2、契約の方法 指名競争入札による契約。

3、請負代金額 一金50,017,000円也。

4、契約の相手方 神奈川県小田原市東町5丁目4番26号、株式会社ケンジヨウ、代表取締役、小澤賢。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明は終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課 長 議案第28号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。恐れ入ります。議案の2ページ目をお願いいたします。

参考資料1、工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円を超える工事請負契約のため、提案をさせていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料1の工事請負者の印影及び次のページ、参考資料2の入札経過調書の自署及び印影等を墨塗りしております。

それでは、参考資料1、工事請負契約書について御説明をさせていただきます。

1、工事名、令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事。

2、工事場所、足柄上郡松田町松田惣領2078番地。

3、工期は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から、終期につきましては令和8年10月31日まででございます。

4、請負代金5,001万7,000円、内取引に係る消費税及び地方消費税の額は454万7,000円でございます。

5、前払金、6、部分払については記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、500万1,700円でございます。

8、契約金支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和8年4月21日、発注者、住所、神奈川県足柄神郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県小田原市東町5丁目4番26号、氏名、株式会社ケンジョウ、代表取締役 小澤賢。

次のページをお願いいたします。参考資料2、入札経過調書でございます。

最上段の一番左側の欄、予定価格から左から4番目最低制限価格の110分の100について御説明をいたします。

一番左側の予定価格は5,280万円でございます。左から2番目の入札書比較価格は4,800万円で、この入札書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。左から3番目の最低制限価格は4,857万6,000円でございます。この最低制限価格は、契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定をしております。左から4番目の

最低制限価格の110分の100は4,416万円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。一番右側の欄、入札執行場所は電子入札でございます。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和8年4月17日、午前9時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の株式会社TSUNODAから最下段の株式会社ケンジョウまでの11者でございます。入札につきましては、左から4番目の最低制限価格の110分の100の4,416万円から、左から2番目の入札書比較価格の4,800万円の間で競うものとなります。

第1回目入札の欄を御覧ください。第1回目の入札において、最下段の株式会社ケンジョウが4,547万円で、この価格が最低制限価格の110分の100と入札書比較価格の間に収まりましたので、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札価格4,547万円に消費税を加算いたしました5,001万7,000円が契約金額となります。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。参考資料3でございます。

令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事の平面図でございます。工事場所は平面図の中央、墨塗り部分、生涯学習センターでございます。工事の内容につきましては、屋上防水工2,706平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 2点ほど質問があります。入札経過調書、このページを開いてください。

今までこういった議会承認工事契約の締結について、入札経過調書をいろいろ拝見させていただいているんですけど、今回はちょっと異例な感じがします。と申しますのが、棄権と辞退、これが5件です。それと今度は最低制限価格未満、これが3件。予定価格超過が2件。これが合計11件、指名したうち業者から10件がまともに入札から外れるんですよ。残ったのは1件だけなんです。これに対してまず設定金額、これについてどうだったのかな。これについては副町長が技術で詳しいと思うのでお願いしたいと思います。または町長でも構わないです。

あとは結果的に11者が全部無効みたいな感じですね。1者が残ったので、これで制度上成立するんだと思うんですけども、この辺についてどういうふうに見たらよろしいのかね。その2点について回答をお願いいたします。

副町長 設計金額について、詳細についてはちょっと担当のほうから報告をさせていただきます。

それとこの形ですけども、まず棄権、辞退というところは、今回に限らずやはりここ数年、このような状況が見られているのは何件かございます。この理由として、その都度その都度棄権された業者さん、また辞退された業者さんに状況が把握できる範囲で聞いておりますと、やはり一番は技術者の不足という中で、やはり会社で予定されている現場以外の現場になかなか技術者を派遣できないといったところが一番大きな理由として挙げられております。そういった中でやむを得ず辞退をさせていただきます。棄権のほうは連絡もないんですけども、そのような状況が続いているというところでもございます。

それと最低制限価格が3者下回っているというところですが、うちのほうの最低制限価格の設定については、これは国のほうの総務省並びに国土交通省のほうから通知が来ておりまして、そこに直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ経費を掛けて出すという算出がございます。それを基に算出をしておる金額でございますので、そこについてはルールどおりの算定方式としておるところでもございます。

このような結果になったというところは、業者さんの考えというか積算状況だと思いますが、これはあくまで私の経験というところで申し上げますと、一つはここで考えられるのは材料というところが自分のところで調達できる部分と、やはり購入しなければならないといったところが一つ影響しているのかなと。自分ところに在庫を抱えている業者さんとしてはそれなりの安い金額で入れられるのかなというところが考えられます。これはあくまでも私のこれまでの経験の中での御意見としてちょっと聞いておいていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

生涯学習推進課長 単価の部分の御質問でございます。こちらの採用単価につきましては、まず

参考の見積書を徴集しまして、その参考見積りと、直近で町のほうの同様の工事で設計委託から出た単価を参照し、著しい乖離がなかったということで、そういった参考見積りの単価を採用させていただき積算したものでございます。

また、経費の部分につきましては、国土交通省で出している経費を算出し、先ほど副町長のお答えにありましたが共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては国のほうの出している率での積算とさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

8 番 田 代 参考見積りを徴集して、経費ですか、これを示して積算したと。ちなみに要は設計委託ではなくて、正規に設計事務所に委託したのではなくて、見積徴集と。額が5,000万円を超える。4,000万円か、そうだな。4,000万円を超える、予定価格で5,200万円だから相当な額ですよ。これを委託、または庁内にも設計、要するに測量ではなくて建築の設計士もおりますよね。その辺との連携、その辺はどうされたのか。要するに参考見積りを何者から取られたのか。

あとは庁内のまちづくり課にいられると思うんですけども、そういった設計者との調整、その辺はどういうふうにされたのか、それについてお願いいたします。

生涯学習推進課長 見積りの徴集業者につきましては、数者お声をかけたところではあるんですが、業務御多忙というところかと思うんですが、実際提出いただいたのが1者のみとなっております。しかしながら直近で設計委託をした工事、町のほうで。その単価と同様の工事の部分の単価比較をさせていただき、著しい乖離がないというところは確認をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

8 番 田 代 とにかく5,000万円を超える工事で、それでまちづくり課の設計士には見てもらっていなかった。その辺はどうですか。

町 長 私でよろしいですか。御存じのように松田町の中で1級建築士の資格を持っているのは私しかいないので、私のほうで今回は見させていただきました。おっしゃるとおりに、まず私のところに決裁を持ってきたときに1者しか見てい

ないという話でしたので、寄小学校の改修工事の設計書を持ってきなさいと。あれはもう設計事務所に入れて設計事務所のほうでやって、あの内容も私はチェックをした人間だったので、そこでやっぱり妥当性を見ながらやってきた。なので、わざわざ設計事務所にまたお金をかけて頼むよりも、もうそこは直近でやった、もう1年前ですから。ただ、物価高騰というののもちょっと加味しなきゃいけないけども、なるべくうちとしては安価でいいものをしてもらいたいという思いがあって、そのときの単価と見積書の単価と思い切り調整しながらこの単価でいけるんじゃないかということで、ちょっと高めの単価だったのを修正して低めにしたりだとかということでやらせていただきました。

ですので、ほぼほぼ設計事務所が設計をやったのと同じような感覚でやりましたが、結果的にこのような最低価格を潜るというような形の結果になったのは非常に我々としては見込みが甘かったのかも分かりませんが、ただそういう思いじゃなくて、やっぱり行政ですしね、民間の単価というわけにいかないで、先ほど副町長がお話をしたように、適切な単価を入れて結果的には対応した結果がこのようになったというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

8 番 田 代 私はこれを見てすごい感じたのが、最低価格未満の業者が4,297万円と4,236万円ですよね。副町長の説明だとこの業者は手元に在庫を持っていたんだらうと、ではないかと。だから設計額より安く入ったんじゃないのかなということで、それも仮説ですけども、何かちょっともったいないなという感じがします。

それとあともう一点が、見積り1者というのはちょっと気になりますよね。町長が1級建築士でしっかりチェックされたのはよろしいかと思うんですけど、その後、この管理。5,000万円を超える4,547万円の落札額ですから、これを管理されるのはどなたがどういうふうに管理していくのか、その辺についてお願いいたします。

副 町 長 ありがとうございます。この辺の現場の管理については、まちづくり課のほうに現場管理を任せるといえるのか、責任を持って対応するようということと私

のほうからお話はもう既にして通してありますので、まちづくり課の者で現場を管理していくというふうに考えております。

以上です。

8 番 田 代 先ほどから町長からお答えがあったように、何でも委託すればいいというものではないという中で、今回は見積り徴集と町長がチェックされて行っただけと。それも一節でよろしいかと思うんですけれども、やはり見積りが3者出して1者しか来ない。普通だったら5者、6者来て、高いのと低いのを外して平均値を出す。その辺が筋論かなと思うんですよ。ですからその辺については手法についてこれから検討いただきたいということを要望して終わりにします。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。